

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第359号
令和4年9月8日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

労働者協同組合等からの暴力団排除の推進について（通達）

労働者協同組合法（令和2年法律第78号。以下「法」という。）が、本年10月1日から施行されることとなり、同法に、暴力団排除条項が規定されていることから、各都道府県警察にあつては、都道府県との緊密な連携の下、労働者協同組合等からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長から各都道府県労働者協同組合担当部長に対し、別添「労働者協同組合又は労働者協同組合連合会からの暴力団等の排除の実効性の確保について」（令和4年9月8日付け雇均勤発0908第1号）が発出されているので参考とされたい。

記

第1 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る暴力団排除規定

1 欠格事由

(1) 労働者協同組合の欠格事由（法第3条第6項各号）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

(2) 労働者協同組合若しくは労働者協同組合連合会（以下「労働者協同組合等」という。）の役員若しくは清算人（以下「役員等」という。）の欠格事由（法第35条第5号（第94条第2項（第123条において準用する場合を含む。）又は第118条第1項において準用する場合を含む。））

暴力団の構成員等

2 意見聴取規定等

法第128条、第129条

第2 特定労働者協同組合の認定に係る暴力団排除規定

1 欠格事由

(1) 特定労働者協同組合の欠格事由（法第94条の4第4号）

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(2) 特定労働者協同組合の役員等の欠格事由（法第94条の4第1号ニ）

暴力団の構成員等

2 意見聴取規定等

法第94条の6、第128条、第129条

第3 都道府県警察の対応

1 意見聴取要領

行政庁からの意見聴取は、労働者協同組合連合会については、厚生労働大臣から警察庁長官に対して行われるが、労働者協同組合については、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事から、当該都道府県を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）に対して行われる。

(1) 法第128条に基づく意見聴取

ア 意見聴取の基準

行政庁から警察本部長等に対する意見聴取は、暴力団排除に係る欠格事由に該当する「疑いがあると認めるとき」に、その理由を付して行われる。

「疑いがあると認めるとき」の例としては、

- 市民（匿名の場合を含む。以下同じ。）から、労働者協同組合等又はその役員等と暴力団との関係を指摘する情報提供があった場合
- 新聞、雑誌等が、労働者協同組合等又はその役員等と暴力団との関係を報じている場合
- 行政庁の担当者が、労働者協同組合等又はその役員等の住居が暴力団事務所等に使用されていると思われる状況等を見聞した場合

等が挙げられる。

また、市民からの情報提供等の内容が、直接、暴力団との関係を指摘するものでなく、暴力団以外の反社会的勢力との関係を指摘するものであっても、暴力団との関連性も否定できないことから、このような場合でも、行政庁は、警察本部長等に対して意見を聴くことができる。

イ 意見聴取の様式

意見聴取は、別紙1に準じた様式により行われ、理由書等のほか、必要に応じて、当該労働者協同組合等に係る設立、管理、解散、清算、合併及び監督に関する書類が添付される。

理由書等については、個々の事例により形態が異なってくるが、一般的な例としては、

- 市民からの投書等があった場合における投書等の写し
- 市民からの電話のあった場合における電話対応録
- 行政庁の担当者が作成した報告書

等が挙げられる。

(2) 法第94条の6に基づく意見聴取

ア 意見聴取の基準

行政庁は、法第94条の2の特定労働者協同組合の認定をしようとするときは、上記第3の1(1)アの基準にかかわらず、警察本部長等の意見を聞くことができる。

法第94条の6に基づく意見聴取は、法第128条に基づく意見聴取が、暴力団排除に係る欠格事由に該当する「疑いがあると認めるとき」に、その理由を付して行うことができる旨を規定しているのに対して、暴力団排除に係る欠格事由に該当する疑念の有無及びその理由を付す旨を規定していないことから、都道府県知事から必要に応じて意見聴取が行われる。

イ 意見聴取の様式

意見聴取は、別紙2に準じた様式により行われ、必要に応じて、理由書等のほか、当該労働者協同組合に係る設立、管理、解散、清算、合併及び監督に関する書類が添付される。

2 意見聴取に対する意見陳述の要領

行政庁からの意見聴取に対する警察本部長等からの意見陳述は、第3の1(1)の法第128条に基づく意見陳述の場合は、別紙3又は別紙4の記載例に準じた様式により、第3の1(2)の法第94条の6に基づく意見陳述の場合は、別紙5又は別紙6の記載例に準じた様式により行うこととする。

3 警察本部長等による行政庁への意見陳述（自主的意見陳述）の要領

警察本部長等は、法第129条に基づき、労働者協同組合等について暴力団排除に係る欠格事由に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、行政庁が当該労働者協同組合等に対して適切な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、別紙7の記載例に準じた様式により、その旨の意見を述べることができる。

4 行政庁から警察本部長等への措置の通知

警察本部長等から行政庁に対し、労働者協同組合等について暴力団排除に係る欠格

事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある旨の意見が述べられた場合、当該行政庁から意見を述べた警察本部長等に対して別紙8に準じた様式により、決定した措置の内容が通知される。

第4 運用上の留意事項

1 適切な保護措置等

行政庁の担当者から相談等を受理した場合には、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

2 警察庁等への報告

暴力団排除に係る欠格事由に該当すると認められる旨の意見陳述を行った場合は、警察庁及び関係都道府県警察に報告（通報）すること。また、意見陳述等に当たって、行政庁との間に疑義が生じた場合も、警察庁へ報告すること。

3 調査依頼への的確な対応

意見聴取は、行政庁が厚生労働大臣である場合には警察庁長官に対して行われることから、意見聴取に関して、警察庁が各都道府県警察の暴力団対策主管課長に対して欠格事由の該当性について調査依頼を行った場合は、確実な資料に基づき、的確に対応すること。